

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

告 示 ○ 三重県指定無形民俗文化財の指定	文化財保護室	1 頁
訓 令 ○ 三重県立学校における保有個人情報の開示等の事務の専決に関する規程	予算経理室	1 頁

告 示

三重県教育委員会告示 第18号

三重県文化財保護条例(昭和32年三重県条例第72号)第27条第1項の規定により、次のとおり三重県指定無形民俗文化財に指定します。

平成17年10月17日

三重県教育委員会

種 別	名 称	所 在 地	保 持 団 体
無形民俗文化財	射和祇園祭の屋台行事	松阪市射和町	射和町自治会

訓 令

教委訓第7号

各 県 立 学 校

三重県立学校における保有個人情報の開示等の事務の専決に関する規程を次のように定めます。

平成17年10月17日

三重県教育委員会教育長 安 田 敏 春

三重県立学校における保有個人情報の開示等の事務の専決に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第2項の規定に基づき、三重県教育委員会教育長の権限に属する三重県個人情報保護条例(平成14年三重県条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関する事務のうち当該学校に関する事務を県立の高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校(以下「県立学校」という。)の校長が専決することに関し必要な事項を定めるものとする。

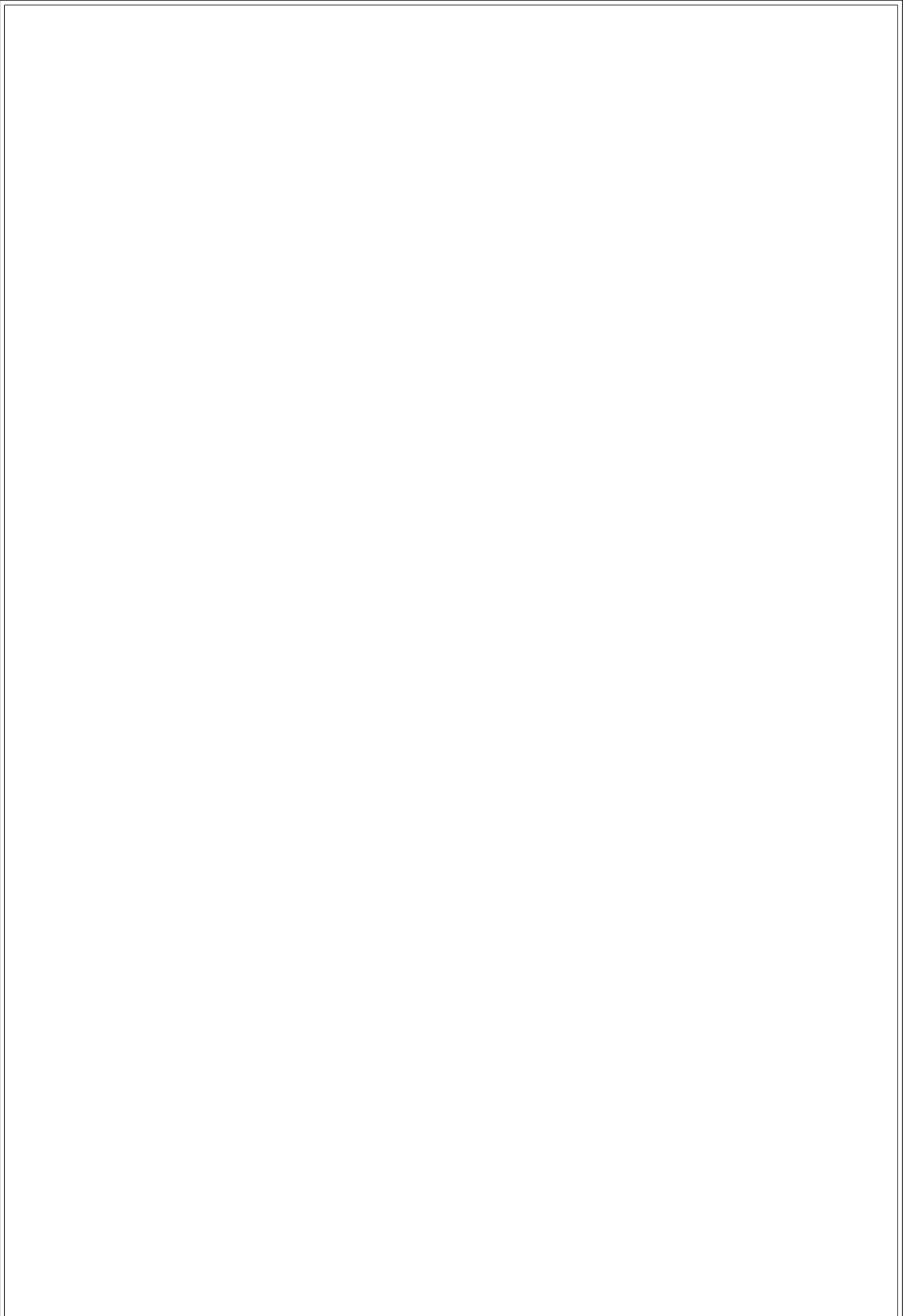
(専決する事務)

第2条 県立学校の校長が専決する事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第二十条の規定による決定
- (2) 条例第二十一条第二項及び第二十二条の規定による延長
- (3) 条例第三十三条第一項及び第二項の規定による決定
- (4) 条例第三十四条第二項及び第三十五条の規定による延長
- (5) 条例第四十条第一項及び第二項の規定による決定
- (6) 条例第四十一条第二項及び第四十二条の規定による延長

附 則

この規程は、公布の日から施行する。



発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
森田印刷株式会社